

介護者の負担について

主事研究員 田口さつき

1 介護者の属性

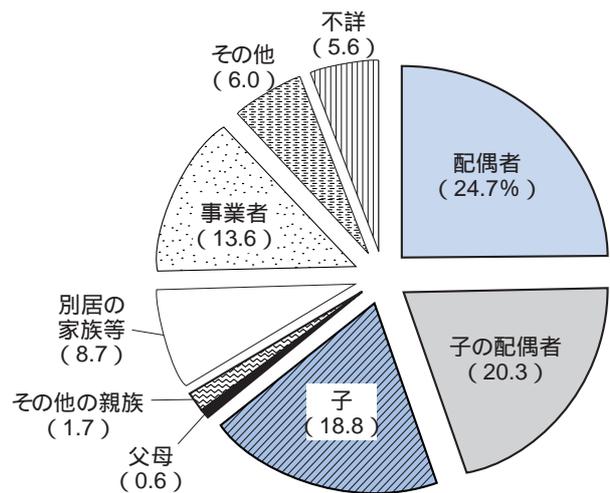
介護保険法が2000年に施行され、介護サービス業は目覚ましく拡大した。しかし、依然として「老老介護」問題など介護の負担についての関心は高い。そこで、介護者の属性や介護負担についてみたい。

厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004)(以下「国民調査」)^(注)でみる要介護者・要支援者(以下「要介護者等」)のいる世帯では、3世代世帯が3割程度にすぎない。そして、夫婦のみの世帯、一人暮らし世帯がそれぞれ2割程度と、約4割もの要介護者等が、同居の介護者がいないか配偶者しか頼みにできない状況にある。

介護者の属性では、「要介護者等と同居している家族等介護者」が66.1%と最も多く「事業者」は13.6%であった(第1図)。

「同居している主な介護者」の続柄では、「配偶者」が最も多く、次に多いのが「子の配偶者」「子」である。介護者の性別で、女性が4分の3を占めることと照らし合わせると、「妻」または「子の妻」や「娘」が主な

第1図 介護者の続柄



資料 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004), より作成
(注) 太枠内は同居の家族(66.1%)

介護の担い手となっているとみられる。

介護者の年齢は、65歳以上の要介護者の4割が、65歳以上の介護者に介護されており、「老老介護」の状況がみてとれる(第1表)。

2 介護の費用について

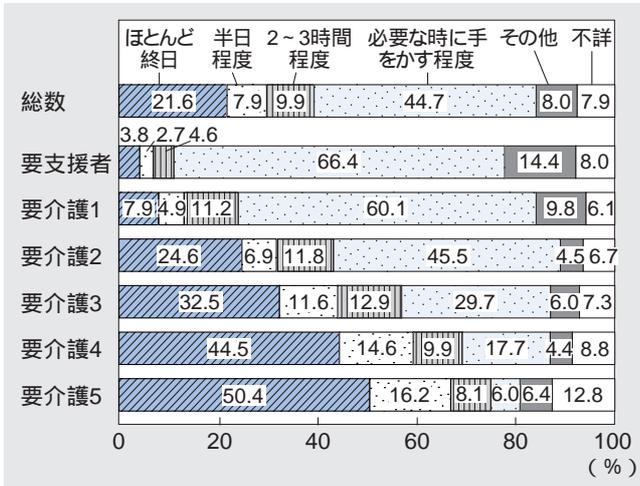
介護の負担については、要介護者等の約6割が「費用(支出)あり」と答えている。事業者に支払った費用は、1人当たり1か月分で、「5000円未満」との回答が約2割と最も多く、次に「1万円～2万円未満」、「5000円～1万円未満」(それぞれ約1割)と続き、平均で1万6,188円だった。しかし、介護

第1表 年齢階級別にみた同居している主な介護者と要介護者の構成割合

		要介護者等							(再掲) 65歳以上
		総数	40～64歳	65～69	70～79	80～89	90歳以上		
同居している 主な介護者	総数	[100.0] 100.0	[6.0] 100.0	[6.0] 100.0	[28.7] 100.0	[42.3] 100.0	[17.0] 100.0	[94.0] 100.0	
	40歳未満	3.6	12.6	4.8	5.1	2.5	0.3	3.0	
	40～49歳	12.2	3.9	12.1	18.4	13.1	2.8	12.8	
	50～59	28.5	31.5	6.4	16.2	38.1	31.9	28.3	
	60～69	27.4	38.4	54.6	16.0	21.4	47.7	26.7	
	70～79	19.7	10.6	18.2	38.1	12.0	11.8	20.3	
	80歳以上	8.5	3.1	2.6	6.3	12.9	5.4	8.9	
	(再掲)65歳以上	40.0	22.5	56.6	58.0	28.7	37.7	41.1	

出典 厚生労働省「国民生活基礎調査」(2004)

第2図 要介護者等の要介護度別にみた同居している主な介護者の介護時間別構成割合



出典 第1表と同じ
 (注) 「総数」には要介護度不詳を含む。

度が重くなるに従って費用も増え、平均的には、「要介護3」で2万円、「要介護4」以上で3万円を超える状況である。

費用の負担方法としては、最も多いのが「介護費用は要介護者(あるいは配偶者)の収入のみでまかなえた」で、74.8%だった。ただ、国民調査では老人保健施設入所者を除き、施設型介護サービスを受けている要介護者等を調査対象としていないことから、一般的な介護に必要な費用に比べ、軽微である可能性がある。

3 介護の時間

総務省「社会生活基本調査」(2006)によると、介護の平均時間は1日当たり49分である。ただし、この調査は介護者を「ふだん家族の介護をしているかどうか」と定義し、介護保険制度で要介護認定を受けていない人に対する介護も含んでいるため、比較的短時間である可能性がある。

(注) 厚生労働省「国民生活基礎調査」では、一定の方法で抽出した介護保険法の要介護者及び要支援者とその介護者について調査している。

国民調査では、介護時間は示されていないが、「必要な時に手をかす程度」が44.7%と最も多い(第2図)。その反面、「ほとんど終日」が次に多く、介護時間にばらつきがある。また、介護度が重くなるに従い、「ほとんど終日」の割合が大きくなる。最も重い「要介護5」の場合、半数の介護者が「ほとんど終日」と答えている。

また第1表からは、就業可能な現役世代とみなせる65歳未満の介護者は全体の6割であることが読み取れる。介護のために現役世代が就業時間を抑制あるいは就業自体を断念することへの懸念が高まっている。

4 おわりに

介護保険法に基づく介護サービスの利用は進んでいる。それでも、データなどから老老介護、特定者への介護の集中などがうかがえる。また、在宅介護は費用面での負担が少ないが、介護者が現役世代の場合、家計にとっての収入の減少、社会にとっては労働供給の減少という意味で無視できない介護の機会費用が発生する可能性がある。世帯の高齢・小規模化が進んでいるなかで、介護者についての問題は一層深刻化する可能性がある。在宅介護においては、介護者に対する施策もより必要になってくるだろう。

介護者の負担軽減のためには、介護サービスの給付だけでなく、介護者が介護の悩みを相談したり、介護方法等の情報を得る機会づくりなどが重要となってくる。また、老老介護については介護者の健康面についての配慮や、現役世代による介護については介護休業制度の普及や就業時間の柔軟化などにより、就業継続が可能となるような社会的な支援が望まれる。
 (たぐち さつき)